

副本

特定特殊自動車型式届出書



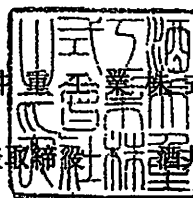
平成29年 11 月 30 日

環境大臣 殿
経済産業大臣 殿
国土交通大臣 殿

住所 東京都港区芝大門一丁目4番8号

氏名 酒井 重吉 株式会社

代表取締役 酒井 一郎



特定特殊自動車の型式につき、特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律
第十条第一項の規定により、次のとおり届け出ます。

1. 特定特殊自動車の車名及び型式

サカイ YDM-1SW74

2. 特定特殊自動車に搭載する型式指定特定原動機の型式

クボタ D1803-CR-T-YDM

3. 届出に係る型式の特定特殊自動車のいずれもが特定特殊自動車技術基準に適合することの確認の方法

添付資料による

備考

- (1) 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。
- (2) 届出書の用紙の大きさは日本工業規格 A4 とすること。



編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

明治三十五年三月三十一日 日刊（行政機関の休日休刊）
第三種郵便物認可

目次

〔告示〕

- ミャンマー連邦共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とミャンマー連邦共和国政府との間の審判の交換に関する件（外務一三七）
- ヤンゴン新専門病院建設計画のための贈与に関する日本国政府とミャンマー連邦共和国政府との間の審判の交換に関する件（同二三八）
- マンダレー港開発計画のための贈与に関する日本国政府とミャンマー連邦共和国政府との間の審判の交換に関する件（同二三九）
- パキスタン・イスラム共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とパキスタン・イスラム共和国政府との間の審判の交換に関する件（同二四〇）
- 第二次空港保安強化計画のための贈与に関する日本国政府とパキスタン・イスラム共和国政府との間の審判の交換に関する件（同二四一）
- 保安林の指定を解除する件（農林水産八一九、八四〇）
- 保安林の指定施設要件を変更する件（同八四一、八四二）

- 肥料を登録した件（同八四三）
- 肥料の仮登録の有効期間を更新した件（同八四四）
- 電気用品安全法第三十一条第一項の規定に基づき同法第九条第一項の登録をした件（経済産業七八）
- 特定特殊自動車型式の届出があった件（経済産業・国土交通・環境四二、五四）
- 高速自動車国道に関する件（国土交通五九五）
- 国土交通大臣が講習の実施機関を廃止する件（同五九六、五九七）
- 海上における射撃訓練を実施する件（防衛七八、八二）
- 道路に関する件（東北地方整備局二二四、一二七）
- 〔国会事項〕
- 〔人事異動〕
- 国家公安委員会 警察庁 金融庁 消費者庁
- 〔皇室事項〕
- 〔官庁報告〕
- 官庁事項
- 移動受信用地上基幹放送（一〇三・五MHzを超え一〇八MHz以下の周波数を使用し、北海道を放送対象地域とするものに限る。以下同じ。）の業務の認定申請受付について（総務省）

法務

〔公告〕

諸事項

- 官庁
- 押収物還付関係
- 裁判所
- 相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、特別清算、再生関係
- 会社その他

告示

- 外務省告示第百三十七号
平成三十年三月二十二日にネービードーで、ミャンマー連邦共和国政府に対する贈与に関する審判の交換がミャンマー連邦共和国政府との間に行われた。
- 1 協力の目的及び内容 経済社会開発に係る計画等を実施するために必要な同政府の関係当局で合意する生産物及び役務の購入
- 2 贈与額 十億円
- 3 署名者
日本 側 吉廣朋子在ミャンマー臨時代理大使
ミャンマー側 セツ・アウン・財務副大臣
平成三十年四月十日 外務大臣 河野 太郎
- 外務省告示第百三十八号
平成三十年三月二十二日にネービードーで、ヤンゴン新専門病院建設計画のための贈与に関する審判の交換がミャンマー連邦共和国政府との間に行われた。
- 1 協力の目的及び内容 ヤンゴン新専門病院建設計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入
- 2 贈与の限度額 八十六億六千万円
- 3 贈与の供与期限 平成三十七年十二月三十一日
- 4 署名者
日本 側 吉廣朋子在ミャンマー臨時代理大使
ミャンマー側 セツ・アウン・財務副大臣
平成三十年四月十日 外務大臣 河野 太郎
- 外務省告示第百三十九号
平成三十年三月二十二日にネービードーで、マンダレー港開発計画のための贈与に関する審判の交換がミャンマー連邦共和国政府との間に行われた。
- 1 協力の目的及び内容 マンダレー港開発計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入
- 2 贈与の限度額 六十億三千三百万円
- 3 贈与の供与期限 平成三十六年十二月三十一日
- 4 署名者
日本 側 吉廣朋子在ミャンマー臨時代理大使
ミャンマー側 セツ・アウン・財務副大臣
平成三十年四月十日 外務大臣 河野 太郎

経済産業省
国土交通省告示第五十二号
環境省

特定特殊自動車排出ガスの規圍等に関する法律（平成十七年法律第五十一号）第十条第一項の規定に基づき平成二十九年十二月四日次のとおり特定特殊自動車の型式の届出があつたので、同条第四項の規定に基づき公示する。

平成三十年四月十日

型式届出番号	特定特殊自動車の 車名及び型式	特定原動機の 型式	届出事業者の氏名 又は名称	届出事業者の住所
NV3-343	サカイ YDM-1	D1803-CR-	酒井重工業株式会社	東京都港区芝大門一丁目4番8号
SW74		T-YDM		

経済産業大臣 世耕 弘成
国土交通大臣 石井 啓一
環境大臣 中川 雅治